

奈良工業高等専門学校教職員安全衛生管理規程

平成16年4月1日制定

令和6年3月14日改正

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員の安全衛生については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第31号。以下「規則」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他関係法令の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(校長)

第2条 校長は、衛生管理者、安全管理者等を指揮監督し、本校における安全及び衛生管理の業務を統括管理する。

(衛生管理者)

第3条 本校に、規則第5条の定めるところにより、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員のうちから、校長が選任する。

3 衛生管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 教職員の健康障害を防止するための措置に関すること
- 二 教職員の衛生のための教育に関すること
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 五 少なくとも毎週1回は作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること
- 六 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）で定めるもの

(安全管理者)

第4条 本校に、規則第6条に定める安全管理者を置く。

2 安全管理者は、別表第1に掲げる職にある者を校長が指名する。

3 安全管理者は、校長の指揮監督の下に、教職員の安全管理に関する業務の推進者として次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 教職員の危険を防止するための措置に関すること
- 二 教職員の安全のための指導及び教育の実施に関すること
- 三 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 四 教職員の安全管理に関する記録及び統計の作成並びにその整備に関すること
- 五 前各号に掲げるもののほか、安衛則に定める労働災害を防止するため必要な業務に関すること

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第5条 本校に、規則第7条に定める衛生管理担当者及び安全管理担当者を置く。

- 2 衛生管理担当者は、衛生管理者の事務を補助する者とし、安全管理担当者は、安全管理者の事務を補助する者として、別表第1に掲げる職にある者を校長が指名する。
- 3 衛生管理担当者及び安全管理担当者は、衛生管理業務を推進する者として衛生管理推進者を、安全管理業務を推進する者として安全管理推進者を選任することができる。

(化学物質管理者及び化学物質取扱者)

第6条 本校に、規則第7条の2に定める化学物質管理者を置き、校長を選任する。

- 2 化学物質管理者は、安衛則第12条の5第1項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理するものとする。
- 3 化学物質管理者の管理のもと、化学物質及び毒物・劇物等を使用する者を化学物質取扱者という。

(保護具着用管理責任者及び保護具着用者)

第7条 本校に、規則第7条の3に定める保護具着用管理責任者を置き、校長を選任する。

- 2 保護具着用管理責任者は、安衛則第12条の6第1項各号に掲げる事項を管理するものとする。
- 3 保護具着用管理責任者の管理のもと、保護具を使用する教職員を保護具着用者とする。

(産業医)

第8条 本校に、規則第8条の定めるところにより、産業医を置く。

- 2 産業医は、法令に定める資格を有する医師である者から、校長を選任する。
- 3 産業医は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること
 - 二 作業環境の維持管理に関すること
 - 三 作業の管理に関すること
 - 四 教職員の健康管理に関すること
 - 五 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
 - 六 衛生教育に関すること
 - 七 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること
 - 八 少なくとも毎月1回は作業場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じること

(作業主任者)

第9条 校長は、規則第9条の定めるところにより、別表第2の作業場所ごとに作業主任者を置く。

- 2 作業主任者は、法令に定める免許を受けた者又は技能講習を修了した者のうちから校長を選任する。

3 作業主任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

一 別表第2の作業に従事する教職員の指揮

二 安衛則及びその他関係法令に掲げる業務

(衛生管理者等の選任及び解除)

第10条 校長は、前5条に定める衛生管理者等の選任及び解除を行うものとする。

2 前項の選任及び解除は、文書をもって行うものとする。

(火元責任者)

第11条 本校に、規則第11条の定めるところにより、防火上適切と認められる施設の区分ごとに火元責任者を置く。

2 火元責任者は、火災防止に関する事務を行うものとする。

(安全衛生委員会)

第12条 本校に、規則第13条の定めるところにより、奈良工業高等専門学校安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(特別教育)

第13条 校長は、安衛法に基づき、特別教育を必要とする業務に従事している者については、計画的に特別教育を実施する。ただし、過去に他の事業場で特別教育を受けた者については、教育の一部を省略することができる。

(能力向上教育)

第14条 校長は、衛生管理者、安全管理者、作業主任者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対して、当該業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を実施するものとする。

(事業者等の責務)

第15条 校長は、教職員の衛生管理及び安全管理等について必要な措置を講じなければならない。

2 校長は、安衛則第34条の2の7及び同第34条の2の8の定めるところにより、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で教職員の健康障害又は危険を生ずるおそれのあるもの(以下「化学物質等」という。)のうち、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

3 校長は、リスクアセスメント対象物以外の化学物質等による危険性又は有害性等を調査するよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第16条 教職員は、校長その他関係者が講ずる健康の保持増進及び安全の確保のための措置に従わなければならない。

(秘密の保持)

第17条 教職員の安全衛生業務に従事する教職員は、職務上知り得た秘密を、他に漏ら

してはならない。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、教職員の衛生管理及び安全管理等に必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校健康安全管理規程（平成9年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月8日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 （第4条及び第5条関係）

区 分	被 指 名 者
安全管理者	総務課長
衛生管理担当者	総務課人事係長 一般教科主任及び各学科主任
安全管理担当者	総務課施設係長 総務課契約係長 一般教科主任及び各学科主任

別表第2 （第9条関係）

作 業 場	作 業 区 分	作業主任者
実習工場	アセチレン溶接装置等を用いて行う金属の溶接・溶断	ガス溶接作業主任者
エックス線回析装置を持つ研	エックス線装置の使用又はエ	エックス線作業主任者

究室	ックス線の発生を伴う当該装置の検査業務	
電子顕微鏡を持つ研究室	エックス線の発生を伴う当該装置の検査業務	